

生駒市条例第10号

生駒市景観条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月29日

生駒市長 山下 真

生駒市景観条例の一部を改正する条例

生駒市景観条例（平成22年12月生駒市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「するとともに、」の次に「景観形成基本計画の策定及び」を加える。

第18条を第22条とする。

第17条第7項中「第9条第2項、第10条及び第12条」を「第11条第2項、第12条及び第14条」に改め、同条を第20条とし、同条の次に次の1条を加える。

（景観アドバイザー）

第21条 市長は、市、市民及び事業者が行う景観の形成に向けた取組について、専門的な助言を得るため、景観アドバイザーを置く。

2 景観アドバイザーの数は、3人以内とする。

3 景観アドバイザーは、景観の形成に関し専門的知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

第16条を第19条とする。

第15条中「第8条第7項第5号」を「第9条第7項第5号」に改め、同条を第17条とし、同条の次に次の1条を加える。

（景観重要建造物及び景観重要樹木の指定）

第18条 市長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定又は法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あら

かじめ、生駒市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

3 前2項の規定は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の変更又は解除について準用する。

第14条中「第8条第1項第1号」を「第9条第1項第1号」に改め、同条を第16条とする。

第13条を第15条とし、第9条から第12条までを2条ずつ繰り下げる。

第8条第8項中「重点景観形成区域ごと」を「第6条第2項の規定により区分する区域ごと及び景観形成地区ごと」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、景観形成地区における規則で定める工作物及び規則で定める規模は、同項に規定する区域ごとにおける規則で定める工作物及び規則で定める規模にかかわらず、当該景観形成地区における規則で定める工作物及び規則で定める規模によるものとする。

第8条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(景観計画の遵守)

第10条 法第16条第1項又は第2項の届出を要する行為をしようとする者は、当該行為が景観計画に適合するようにしなければならない。ただし、市長が景観アドバイザーの意見を聴いて良好な景観の形成に資すると認めるとき又は市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

第7条を第8条とする。

第6条第1項中「市長は、」の次に「景観形成基本計画又は」を、「するとき」の次に「、あらかじめ」を加え、同条第2項中「規定は、」の次に「景観形成基本計画又は」を加え、同条を第7条とする。

第5条第1項中「総合的かつ先導的に」を削り、同条第3項中「重点景観形成区域における」を削り、「重点景観形成区域ごと」を「第2項の規定により区分する区域ごと及び景観形成地区ごと」に改め、同項に後段として次のように加え、同項を同条第4項とする。

この場合において、景観形成地区における行為の制限に関する事項は、同項に規定する区域ごとにおける行為の制限に関する事項にかかわらず、当該景観形成地区の行為の制限に関する事項によるものとする。

第5条第2項中「特に重点的に良好な景観の形成の推進に取り組む必要がある区域」を「景観上の特色を生かした良好な景観の形成の推進に取り組む必要がある地区」に、「重点景観形成区域」を「景観形成地区」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加え、同条を第6条とする。

2 市長は、景観計画の区域を自然景観区域、田園景観区域及び市街地景観区域に区分するものとする。

第4条の次に次の1条を加える。

(景観形成基本計画)

第5条 市長は、総合的かつ先導的な景観まちづくりを推進するため、景観形成基本計画を策定するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年11月生駒市条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表男女共同参画専門委員の項の次に次のように加える。

景観アドバイザー	日額 14,000
----------	-----------